

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月14日

【会社名】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ  
ション・リミテッド  
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン  
(Peter Wong Tung Shun, Chief Executive)

【本店の所在の場所】 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番  
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神田 英一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦澤 千尋  
弁護士 二村 佑  
弁護士 木村 卓

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ  
ション・リミテッド（香港上海銀行）第1回円貨社債  
（2013）：50億円（予定）  
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ  
ション・リミテッド（香港上海銀行）第1回変動利付円貨社債  
（2013）：50億円（予定）

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月4日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第一部証券情報に記載した利率につき仮条件を提示することとなり、第二部企業情報に記載した外国監査公認会計士等に対する報酬の内容について変更がありましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 社債（短期社債を除く。）の募集

### 第二部 企業情報

#### 第5 提出会社の状況

- 5 コーポレート・ガバナンスの状況等

- (2) 監査報酬の内容等

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【社債（短期社債を除く。）の募集】

（訂正前）

<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回  
円貨社債（2013）>

<前略>

銘柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第1回円貨社債（2013）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率	（未定）（注3）
利払日	毎年6月27日および 12月27日（注4）	償還期限	2018年6月27日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日（注6）	払込期日	2013年6月27日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

<中略>

<ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第1回

## 変動利付円貨社債(2013) &gt;

&lt; 中略 &gt;

銘柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド (香港上海銀行) 第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率	(未定)(注3)
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月 27日および12月27日 (注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

## &lt; ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行) 第1回円貨社債(2013) &gt;

&lt; 前略 &gt;

銘柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド (香港上海銀行) 第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率	(未定) (年0.10%~1.10%を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

< ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)第1回変動利付円貨社債(2013) >

< 中略 >

銘柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド (香港上海銀行)第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率0.10%~0.50%を加えた利率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし

申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。
- (注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。
- (注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 後略 >

## 第二部 【企業情報】

## 第5 【提出会社の状況】

## 5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(訂正前)

区分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (百万香港ドル)	非監査業務 に基づく報酬 (百万香港ドル)	監査証明業務 に基づく報酬 (百万香港ドル)	非監査業務 に基づく報酬 (百万香港ドル)
提出会社	56	10	53	6
連結子会社	83	4	79	18
計	139	14	132	23

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

区分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (ケーピーエムジー) (百万香港ドル)	非監査業務 に基づく報酬 (ケーピーエムジー 及びその他) (百万香港ドル)	監査証明業務 に基づく報酬 (ケーピーエムジー) (百万香港ドル)	非監査業務 に基づく報酬 (ケーピーエムジー 及びその他) (百万香港ドル)
提出会社	29	37	29	30
連結子会社	48	40	48	49
計	77	77	77	79

&lt; 後略 &gt;